



県 章

# 滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）  
3 月 16 日  
号 外 （ 4 ）  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

## 監 査 委 員 公 告

### 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年 3 月16日

滋賀県監査委員	生	田	邦	夫
〃	平	岡	彰	信
〃	奥			博
〃	北	川	正	雄

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について
- 2 監査実施期間 平成28年 6 月21日から平成29年 3 月 1 日まで
- 3 監査結果報告年月日 平成29年 3 月14日
- 4 監査の結果および改善措置等の内容

#### (1) 「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」について（モノづくり振興課）

##### ア 監査の結果

国の大綱的指針では、平成16年度以降 4 度の改定がなされている一方で、県の評価指針は、平成16年 6 月に策定されて以降、10年以上一度も改定されていない。

評価指針には、現在存在していない組織である「滋賀県科学技術振興会議」の記載が残っているなど、形骸化していると言わざるを得ない。早急に実態に合わせて改定する必要がある。

##### イ 改善措置等の内容

指摘に従い、現在存在していない組織である「滋賀県科学技術振興会議」の記載については、実態に合わせて改定を行った。（平成29年 5 月10日付け関係所属長あて通知）

その他研究課題評価の推進と部局横断的な取組に向けた調整についても、指摘の趣旨に沿って、適宜見直しを行っていく。

#### (2) 「滋賀県科学技術政策推進会議」について（モノづくり振興課）

##### ア 監査の結果

評価指針では推進会議が研究課題評価の推進を統括するとともに、評価の結果、部局横断的な取組が必要と認められた場合等においては、調整を図るものとしている。また、評価を実施した試験研究機関もしくは試験研究機関所管部は、評価の実施結果について推進会議に報告するものとなっている。

推進会議は試験研究機関の有機的な連携を図るための重要な役割を担っていたにも関わらず、8年以上開催実績がない。滋賀県の研究課題評価の推進を統括し、部局横断的な取り組み等の調整を図る組織が機能していない。

今後の推進会議のあり方等について検討のうえ、早急に改善を図る必要がある。

##### イ 改善措置等の内容

- (7) 「滋賀県科学技術政策推進会議」が担ってきた庁内における研究課題評価の推進と部局横断的な取組に向けた調整機能については、各試験研究機関における研究課題等の情報共有が行われている既存の会議組織等の場を活用して、科学技術振興主管課であるモノづくり振興課が引き続き確保していくこととする。
- (イ) 一方、「滋賀県科学技術政策推進会議」については、上記(7)に記載のとおり庁内調整機能の確保を図りつつ、全庁的な本部組織見直し方針や業務効率化の観点から廃止することとする。

(3) [琵琶湖環境科学研究センター] 平成26年度内部評価未実施について(環境政策課)

ア 監査の結果

平成26年度の内部評価委員会による評価については、内部評価委員会は開催している。しかし、事務局において事後評価手続が適切に認識できていなかったため、各研究課題に対し、内部評価委員からの意見を徴取したものの、評価基準に基づく評価ができていない。なお、環境科学研究センターでは、既に適切な評価が出来ていなかったことは認識しており、今後は内部評価委員会による評価を適切に行うこととしている。

イ 改善措置等の内容

平成26年度以外の各年度では適切に評価を行っていたが、平成26年度のみ事後評価ができていなかったため指摘を受けたところである。

今後は、「滋賀県琵琶湖環境科学研究センター内部評価実施要綱」で定める評価基準に基づき適切に評価を実施する。平成29年度は、同要綱に基づき、5月29日および31日に内部評価委員会を開催し、第四期中期計画(平成26年度～平成28年度)の調査研究等について事後評価を行った。

(4) [琵琶湖博物館] 評価体制全般を網羅的に規定した文書がない(環境政策課)

ア 監査の結果

琵琶湖博物館では審査会・研究報告会・領域会議などによる評価が行われているが、評価体制を全て網羅的に規定した文書がなく、また、監査人と質疑応答の中でも明確とは言い難い説明しかなく、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」との整合性を的確に説明できない状況にある。

すなわち、総合研究等に関しては、審査会の概要を定めた「琵琶湖博物館総合研究・共同研究審査委員会設置要綱」および審査会の審査手順を示した「琵琶湖博物館総合・共同研究・申請専門研究計画の審査について」(館長発出)しかなく、審査会以外の評価については規定がない。そして、専門研究については評価体制に関する規定が全くない。

以上から、琵琶湖博物館としての評価体制全般がどのように機能しているか、判別しにくい状況にある。したがって、評価体制を極力「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」と整合すべく、本庁とも十分に協議の上で評価体制を規定化する必要がある。

イ 改善措置等の内容

研究活動の評価については、これまで「琵琶湖博物館総合研究・共同研究審査委員会設置要綱」に沿って評価を行ってきたが、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」との対応関係が明確でなく、また同指針に定める追跡評価を行っていなかった。

このことから、平成29年4月に同指針と整合を図り、評価体制全般について規定した「滋賀県立琵琶湖博物館研究評価実施要綱」等を策定し、評価を行った。

(5) [工業技術総合センター] 信楽窯業技術試験場の後進人材育成(有料化)について(モノづくり振興課)

ア 監査の結果

研修生の受講料については、陶土などの材料経費を除いて無料としている。しかし、受益者に応分の負担を求める観点から、有料化を検討すべきである。

イ 改善措置等の内容

信楽窯業技術試験場の研修生の受講料については、受益者に応分の負担を求める観点に加え、本県陶器産業を担う人材の育成・確保を図る観点から、研修終了後の県内陶器産業への就職のインセンティブが働く仕組みと併せて、平成31年度からの受講料有料化に向けて引き続き検討していく。

(6) 滋賀県農林水産試験研究推進計画の総括について(農政課)

ア 監査の結果

研究推進計画は平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする計画であるが、計画期間終了後の

総括がなされていない。計画を立てればPDCAサイクルを廻して計画に対する結果をチェックする必要がある、チェックをしなければアクションもない。研究推進計画は上位計画である滋賀県農業・水産業新戦略プランに沿って策定されたものであり5年計画の総括は必要不可欠と考える。

イ 改善措置等の内容

試験研究推進計画については、毎年の評価のみにとどまり、5か年間の総括評価ができていなかった。

平成23年度から平成27年度までの研究推進計画について5か年間の総括評価を実施し、現行の研究推進計画(平成28年度から平成32年度)への反映状況に漏れがないことを確認した。

今後は、現行の研究推進計画の総括評価を実施し、PDCAサイクルを回して、計画に対する結果をチェックしていく。

(7) [農業技術振興センター] [畜産技術振興センター] [水産試験場] 試験研究課題評価ルールについて(農政課、農業経営課、畜産課、水産課)

ア 監査の結果

試験研究課題の評価につき、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場はいずれも「評価実施要領」「評価実施細則」に定められたルールどおりに運用されていない。評価作業による無駄を排除し、かつ、効率的・効果的な研究評価を実施するため、各試験研究機関の勝手な運用を見直し、標準化を徹底する必要がある。

イ 改善措置等の内容

「滋賀県立試験研究機関等の研究に関する評価指針」では、外部評価の対象については、試験研究機関もしくは試験研究所管部が定める重点的な試験研究課題を対象とする旨規定されている。よって、全ての新規研究課題については、現状どおり外部評価において事前評価を受けることとし、中間・事後・追跡評価については、重点的な課題を評価の対象とするよう「評価実施要領」「評価実施細則」を平成29年6月に改定した。各試験研究機関においては、平成29年度からこれに基づき試験研究課題の評価を実施している。

今後も改定した「評価実施要領」「評価実施細則」に基づき、評価を実施し、効率的・効果的な試験研究を実施していく。

(8) [農業技術振興センター] [畜産技術振興センター] [水産試験場] 研究課題の評価にかかる客観的な評価について(農政課、農業経営課、畜産課、水産課)

ア 監査の結果

研究課題の評価にかかる◎、○、△は年度ごとの進行管理として成果を評価しているものである。研究成果としての経済効果を指標とする必要はないが、第三者も理解し得る透明性のある客観的な評価を実施すべきと考える。

イ 改善措置等の内容

試験研究課題ごとに当該年度の研究目標項目を評価様式に追加し、研究目標と成果を比較できるようにした。併せて、評価についても◎(目標以上の成果であった(100%以上))、○(ほぼ目標どおりの成果であった(80%以上100%未満))、△(目標の半ば程度以上の成果であった(50%以上80%未満))、×(目標の半ば程度以下の成果であった(50%未満))の4段階の評価とし、その評価基準を整理するなど、第三者も理解し得る客観的な評価を実施するよう改善した。

この評価方法に基づき、平成28年度の研究課題から実施しており、今後も第三者にも理解し得る客観的な評価を実施していく。

(9) 外部評価のあり方について(農政課)

ア 監査の結果

外部評価委員10名のうち、畜産、水産は各2名となっている。委員の方が欠席された場合、畜産、水産は、その年度の評価については各分野の専門家は1名のみでの対応になってしまうことになる。外部評価が機能するためには、研究課題実施要領に記載のとおり、「各専門分野の有識者等」により評価されなければならないと考える。また、農業関係の試験研究機関は、いずれも農業、畜産、水産の各産業に密着した試験研究を実施しており、その意味では、研究成果を受け入れる実際の担い手が必要とする研究課題であることが極めて重要となってくる。生産・流通・消費関係からの委員を選任しているものの、実際の各産業の担い手を代表しているとはいえない。外部評価のあり方を再検討いただきたい。

## イ 改善措置等の内容

外部評価については、畜産、水産分野の有識者の委員を増やすとともに、研究成果の受け入れ先である各分野の担い手も委員に追加し、農林水産関係試験研究外部評価委員設置要領を改定した。

現行外部評価委員の任期満了後(平成30年9月1日)から新たな外部評価委員により評価を実施していく。

- (10) [農業技術振興センター] [畜産技術振興センター] [水産試験場] 試験研究成果の定量的評価の徹底について(農政課、農業経営課、畜産課、水産課)

## ア 監査の結果

事前評価調書において「期待される成果」の記載欄があり、そこには「最終的な技術開発の目標や到達点、成果の活用方策、波及効果等について、数値等を用いてできるだけ具体的に記載する。」としているが、監査人が事前評価調書を査閲しても数値等を用いて具体的に記載されているものは非常に少ない。また、事後評価調書では、当初期待された成果に対する「研究の成果」「成果の活用」を記載する仕組みになっているが、数値等を用いた記載が少ないため客観性に欠ける。追跡調査も含め試験研究成果の定量的な評価が可能なものについてはその徹底を図るなどの改善が必要と考える。

## イ 改善措置等の内容

平成29年6月に農林水産関係試験研究課題評価実施細則を改定し、事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価の各調書様式において、「期待される効果」や「研究成果の活用」等の記載欄に関連目標数値を記入するよう様式を改め、平成29年度の評価調書から記入している。

今後数値目標の設定が可能な研究課題については、その記入を徹底することにより、試験研究成果の定量的な評価を実施していく。

- (11) [農業技術振興センター] 花・果樹研究部の見直しについて(農業経営課)

## ア 監査の結果

花・果樹研究部については、育苗施設等の空き施設を有効利用したポット栽培や、低樹高栽培、根域制限栽培等の早期成園化技術の研究が増加していることから、現在、試験研究用に植樹している果樹等は、すべてが必要不可欠なものであるのかをしっかりと見直し、必要最小限の規模に見直す必要がある。ほ場を縮小すれば肥料農薬等のコスト削減になるとともに、メンテナンスのための雇用職員も少なくてすむ。

## イ 改善措置等の内容

県では、都市近郊の立地条件を活かし、「滋賀県農業・水産業基本計画」において、集客力のある果樹の生産拡大を推進することとしており、花・果樹研究部での技術開発等の研究は重要であると考えている。

監査の指摘も踏まえ、これからの研究内容を整理した結果、花・果樹研究部では、課題が解決されつつある柿の研究を縮小する一方で、ブドウ、ナシ、モモ等の早期成園化や生産性向上などの試験を継続するとともに、新たな需要の見込まれるワイン用ブドウなど6次産業化に資する加工用果樹の研究を進めるとした。

今後見込まれる研究内容の変化に合わせて、ほ場の利用計画等のローテーションを見直す、引き続き、試験研究に必要な果樹の作付地の確保と次期栽培予定地の確保が必要であることから、現状のほ場面積において、計画的に伐採・新植を行い、効果的、効率的なほ場運営に努める。

- (12) [農業技術振興センター] 茶業指導所の見直しについて(農業経営課)

## ア 監査の結果

茶産出額の低下や担い手の減少に伴い、茶業指導所のほ場の規模を見直す時期に来ているのではないかと考える。県は32,090㎡のほ場が必要とするが、すべて必要不可欠なのだろうか。民間ではできない有機栽培茶園の研究等は必要と考えるが、一般の研究茶園は縮小し、甲賀市への賃借料の削減を図るとともに、農業や人件費のコスト削減に取り組むべきと考える。

## イ 改善措置等の内容

県では本県のブランド品目である近江の茶の生産を振興するため、担い手への効率的な茶園集積、海外への輸出、新品種の導入、新商品開発をはじめとする様々な取組を推進しており、茶業指導所での技術開発等の研究は重要であると考えている。

監査の指摘も踏まえ、これからの研究内容を整理した結果、茶業指導所では、実需者ニーズにこたえる有機栽培の研究や新香味茶などの加工技術の研究を重点的に進めるとした。

今後、有機栽培茶園を拡大するなどその時々の課題に応じてこれらの研究内容を変化させていくが、試験研

究に支障をきたさない範囲で、一般の研究茶園のうちほ場条件の悪い茶園を一部縮小し、効果的、効率的なほ場運営に努める。

(13) [琵琶湖博物館] 観覧料徴収事務の委託方法について(環境政策課)

ア 監査の結果

琵琶湖博物館の数千万円にもものぼる観覧料収入が収納される預金口座が、徴収事務委託先の一会計責任者の個人名義かつ私印により開設されており、横領等が発生しやすい管理状況であると指摘せざるをえない。また、預金口座の法的帰属があいまいであるため、委託先会社または会計責任者が破産等した場合の貸倒れリスクが存在する。

観覧料収入について、徴収事務委託者に対し滋賀県として開設した預金口座へ日々入金させる、または観覧料収入の調定を日々実施するなどの運用に変更することを検討しなければならない。

イ 改善措置等の内容

観覧料については、地方自治法施行令および滋賀県財務規則に基づき、徴収事務委託契約を締結した受託業者が徴収し、県に月に1回払い込んでいた。

指摘を踏まえ、県会計管理局が平成29年4月1日付けで滋賀県財務規則を改正したことから、これに基づき、平成29年度から原則として毎日調定をした上で観覧料を収納している。

(14) [農業技術振興センター] 生産物販売代金の管理について(農業経営課)

ア 監査の結果

農業技術振興センターにおける生産物の販売代金が、担当部長職を代表とした県との販売契約に基づき、ロッカーまたは職員代表の個人名義の預金口座に保管されている。現状の手続は滋賀県財務規則第53条第6項の趣旨に照らして問題がある。

また、保管した現金をいったん職員の個人名義の預金口座に預け入れ、後日そこから納入通知書をもって県に納入するという二重の入金事務を見直すべきである。

イ 改善措置等の内容

包括外部監査の指摘を受け、平成29年度からは、職員代表者の預金口座による一時保管を廃止するとともに、現金取扱員を設置し、収入の発生の都度、生産物販売代金を直接県へ納入するよう改善した。

(15) [畜産技術振興センター] 近江しゃも種卵の上乗せ無償供給について(畜産課)

ア 監査の結果

畜産技術振興センターから孵化業者に対して、近江しゃも種卵がその譲渡の都度、おおむね数十個から300個程度が上乗せ無償供給されている。

孵化を行うことができる県内企業が1社しかない事情があるとはいえ、県が特定の企業に対し、サービスと称して種卵を上乗せ供給するのは不適切である。早急に透明性の高い取引に是正しなければならない。

なお、本報告書作成に至るまでの経緯において、この指摘事項を踏まえて、平成29年1月よりこの「サービス」の種卵供給は停止されており、孵化率80%を勘案し雛の申込数に応じた必要種卵数を譲渡し請求する事務へと変更されていることを申し添えておく。

イ 改善措置等の内容

近江しゃも種卵供給においては、平成29年1月から上乗せ無償供給をとりやめ、ふ化率を勘案した必要種卵数のみを供給するよう是正した。

今後も適正な業務運営に努める。

(16) [畜産技術振興センター] 近江しゃも食卵の譲渡価格について(畜産課)

ア 監査の結果

近江しゃも食卵の県民・県職員への販売単価について、平成21年より変更されておらず、価格改定の仕組みが機能していない。県民・県職員への食卵販売について、市場価格と連動した価格改定の仕組みを構築し、価格の合理性を高めなければならない。なお、本報告書作成に至るまでの経緯において、この指摘事項を踏まえて、平成29年1月よりこの食卵の販売単価については市場価格(総務省「小売物価統計調査」)を反映したものに改正され、合理性が担保されていることを申し添えておく。

イ 改善措置等の内容

食卵販売においては、平成29年1月からは総務省の「小売物価統計調査」をもとに、市場価格を反映した販売単価を算出し譲渡するよう改正した。

今後も適正な業務運営に努める。

(17) [水産試験場] 指定管理者の人件費の配賦方法について（水産課）

ア 監査の結果

醒井養鱒場について、指定管理者である滋賀県漁連の人件費の自主事業・指定管理事業への配賦基準に疑義があるが、県として確認・指導がなされていない。醒井養鱒場の指定管理料は、指定管理事業が赤字部門として報告されていることもあり平成25年度の指定管理制度導入時に設定された年間22,500千円のまま維持されているが、人件費の実態を考慮すれば削減の余地がある可能性がある。

指定管理者である滋賀県漁連の常勤理事は1名のみであるが、その常勤理事は県OBであり、収支報告に対するチェックが十分でなく、指定管理料も一定額で固定されている現状も考慮すると、県OBの天下り先に対するチェック機能が有効に働いていない、と県民に疑念を抱かれかねない。そのようなことの無いよう、指定管理者に対する評価のあり方を再確認願いたい。なお、人件費の配賦については今回の監査を踏まえ、指定管理者に対する実地調査のチェックリストによる確認について新たに「人件費の配賦基準」がチェック項目として追加されている点を申し添えておく。

イ 改善措置等の内容

醒井養鱒場の人件費の配賦において、自主事業と指定管理事業への配賦に対するチェックが十分ではなかった。このため、指定管理事業に対する実地調査チェックリストに「人件費の配賦基準」を項目として追加するとともに、県漁連に適切な処理を指示した。平成29年5月に平成28年度指定管理事業報告書に対する現地調査を、また12月には平成29年度上半期分の現地調査を実施し、人件費の配賦が適切に行われていることを確認した。今後も指定管理者への指導とチェックを入念に進めていく。

(18) [琵琶湖環境科学研究センター] [琵琶湖博物館] [工業技術総合センター] [東北部工業技術センター] [農業技術振興センター] [畜産技術振興センター] [水産試験場] 研究毎に投下された職員費の把握について（環境政策課、モノづくり振興課、農業経営課、畜産課、水産課）

ア 監査の結果

試験研究機関の事業費のうち大部分を占める職員費について、試験研究費とは別項目として管理されており、人件費を勘案した試験研究の費用対効果を数値で測定することができない。研究活動を管理するための情報として、「誰が、どの研究に、何時間（いくらの人件費を）」投下したかを把握しなければならない。

例えば職務分担表を充実させ、事業と研究に時間を割り振ったうえで、研究については各研究テーマへの割り振りまで行い、さらに予定と実績を比較・分析する仕組みが考えられる。当初に計画された職務分担表による予定投下時間と、実際の投下時間を比較すれば、それぞれの研究者が事業と研究のそれぞれに、どれだけの時間を使う予定であり、実際にどれだけの時間を使ったのか、測定が可能となる。さらに、職員費を時間によって各研究テーマに配賦すれば、職員費を考慮した実態の試験研究費を把握することも可能である。

イ 改善措置等の内容

（環境政策課）

(7) 琵琶湖環境科学研究センター

これまでから、各研究者に関して、職務分担表に試験研究課題や事業名を具体的に表記し、職務内容を研究テーマごとに整理して研究に費やす時間の把握を行っており、4月、12月に分担割合を見直したところであるが、さらに年度末にも業務量を確認することで、各研究職員の人件費を研究課題ごとに把握するよう改善を図った。

(4) 琵琶湖博物館

平成29年度から各学芸員の研究業務計画に業務全体に占めるそれぞれの研究活動の割合を表記し、4月、10月、12月および年度末の職員面談時に業務量を確認することで、各学芸員の研究に要した人件費を把握するよう改善を図った。

（モノづくり振興課）

研究活動に係る職員の従事状況を客観的に把握するため、研究推進指針に基づく4月の実施計画、10月の進捗管理、3月の評価において、研究活動の割合を確認することにより、研究課題ごとの人件費を把握するよう改善を図った。

(農政課)

平成29年度の職務分担表に各職員が担当する試験研究課題や事業名を具体的に標記し、4月、12月に分担割合を見直し、さらに年度末にも業務量をチェックすることで、各研究職員の人件費を研究課題ごとに把握するよう改善を図った。

(19) [琵琶湖環境科学研究センター] 水質自動測定局の廃棄について (環境政策課)

ア 監査の結果

(7) 水質自動測定局の廃棄について

平成21年度の包括外部監査で「意見」として指摘された、利用停止中の水質自動測定局の廃棄が全て行われておらず、現時点でも8局(湖心局3局、その他5局)が現存している。特に、琵琶湖に浮かべている湖心局3局のうち2局については、琵琶湖に固定しているチェーンが耐用年数を超えており、チェーンが切れた場合に船舶航行者を危険にさらす可能性がある。さらに、点検等に対する年間維持費が2,500千円程度必要なことから早急に廃棄することが必要である。

(i) 建物の使用状況の変更について

水質測定局5か所(薩摩、安曇川、宇曾川、長命寺川、日野川)については、未利用であるが、定期監査調書の財産管理状況調べの建物使用の有無の欄には、「有」と記載されているので「無」の記載とし、未利用財産であることを明示することが必要である。

イ 改善措置等の内容

(7) 水質自動測定局の廃棄について

湖心局3局については、これまで船舶の航行安全確保に要する維持管理を行っているが、耐用年数を超えていることからチェーン破断のリスク等があるため、平成28年3月策定の「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に位置づけ、平成29年度は除却工法等の検討を行ったところであり、平成30年度はこれを踏まえて除却する。

(i) 建物の使用状況の変更について

記載誤りであったことから、平成28年度の定期監査調書では、「無」と記載した。

(20) [琵琶湖博物館] [水産試験場] 重要物品以外の現物確認について (環境政策課、水産課)

ア 監査の結果

重要物品以外の備品については、定期的な現物確認が行われていないが、備品紛失のリスクを未然に防ぐためにも現物確認を行う必要がある。現物確認の実施方法については、数年でローテーションするなど実施可能なルールを作成しておくことが必要である。

イ 改善措置等の内容

(環境政策課)

重要物品以外の備品は約4千点あるため、現物確認は5年を目途にローテーションすることとし、平成29年度から現物確認を実施している。

(水産課)

供用物品の点検リストを整備し、平成29年～30年度に全物品を現物確認する計画を立てて確認作業を行っている。指定管理事業で貸付中の物品を除く1,178件のうち、平成29年12月末段階で748件の確認を終えた。引き続き確認作業を進めて平成30年度中に終える予定である。また平成31年度以降は4年で全物品を一巡する計画で毎年確認を行う。

指定管理者に貸付中の備品は指定管理者との間で締結した基本協定および仕様書において、指定管理者が善良な管理者の注意をもって管理し、常に良好な状態に保つこと、滅失やき損が生じた場合には直ちに県に報告すること、現在の指定管理期間が終了する平成32年度末には良好な状態で県に返納することを定めている。返納を受ける際には指定管理者と県の両方で現物確認を行う。

(21) [琵琶湖博物館] 船舶の保険加入について (環境政策課)

ア 監査の結果

琵琶湖博物館が保有している船舶「うみんど」については、共済保険に加入していないため、共済保険の加入が必要である。

イ 改善措置等の内容



平成29年度から損害保険会社と契約し、船舶保険に加入した。

(22) [工業技術総合センター] 料金表の記載備品について(モノづくり振興課)

ア 監査の結果

設備利用の料金表に記載されている備品の中に、過去より故障中で修理予定の無いものが記載されているが、利用できない備品を料金表に記載すべきではない。

イ 改善措置等の内容

指摘に従い、現状に即した料金表に改めた。(平成29年4月1日付け改正)

(23) [畜産技術振興センター] 公有財産台帳への登録について(畜産課)

ア 監査の結果

ほ場にあるタワーサイロ(故障中)については、工作物として登録されていないが、税金を利用して建設された建築物であるため公有財産台帳に記入する必要がある。

イ 改善措置等の内容

公有財産台帳への記載漏れであり、直ちに記載した。

(24) [水産試験場] 不明備品の供用物品一覧表からの削除について(水産課)

ア 監査の結果

現物確認を実施した結果、2点が確認できないため、供用物品一覧表から削除する必要がある。

イ 改善措置等の内容

確認できなかった2点は平成29年1月に供用物品一覧表から削除した。今後も備品の適切な管理に努める。  
なお、全物品について登録簿と現物の照合作業を進めていることに加えて、定期的な現物確認のルールを定めた。

(25) [琵琶湖博物館] [東北部工業技術センター] [農業技術振興センター] [畜産技術振興センター] [水産試験場] 棚卸実施に関する文言について(環境政策課、モノづくり振興課、農業経営課、畜産課、水産課)

ア 監査の結果

琵琶湖博物館、水産試験場を除いて、最低年1回の棚卸しは実施しているが、毒劇物の管理規定にその旨がないため記載する必要がある。

イ 改善措置等の内容

(環境政策課)

平成29年4月にこれまでの「薬品の取扱いに関する取り決め」に替わり、より詳細に毒劇物の管理について規定した「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」を定め、毒劇物の棚卸しについて年1回実施する旨を規定した。

(モノづくり振興課)

毒劇物の管理規定に「毒劇物は数量把握と不要物の廃棄のため、棚卸しを所属長のもと年1回程度実施する。」旨の追加記載を行った。(平成29年1月)

(農業経営課、畜産課、水産課)

従来実施していた年1回の棚卸しについて、環境管理マニュアルに「年一回以上の棚卸しを実施し、定期的な在庫量の把握に努める。」と記載した。

(26) [琵琶湖環境科学研究センター] 管理規定と現状の管理体制の不一致について(環境政策課)

ア 監査の結果

管理規定が休止したシステムを前提としており、現状の管理体制と一致していないため、管理規定を現状の管理体制と整合させる必要がある。

イ 改善措置等の内容

「滋賀県琵琶湖環境・科学研究センター薬品管理規程」に基づき、薬品管理を行ってきたが、現在、休止している「薬品管理システム」に係る規定が削除されず残っていたため指摘を受けた。

そのため、平成29年5月に新たに「滋賀県琵琶湖環境科学研究センター化学薬品安全管理規則」を定め、現状の管理体制と整合させた。



## (27) 〔琵琶湖博物館〕〔水産試験場〕棚卸しの実施について(環境政策課、水産課)

## ア 監査の結果

必ず年1回は、毒劇物の棚卸しを実施することにより、適切な管理が行われていることを確認することが必要である。

## イ 改善措置等の内容

## (環境政策課)

平成29年4月に「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」を定め、同規程に基づき、同年9月に毒劇物について棚卸しを実施した。今後とも毒劇物の適正な管理に努める。

## (水産課)

平成29年1月に水産試験場における環境管理マニュアルおよび薬品管理指示書を改訂して毎年1回定期的に毒物および劇物の在庫確認することを明記し、平成28年度は平成29年3月までに在庫確認を実施した。平成29年度も平成30年1月に在庫確認を行い、今後毎年度1回の在庫確認を行う。

## (28) 〔琵琶湖博物館〕〔畜産技術振興センター〕長期未利用毒劇物の廃棄について(環境政策課、畜産課)

## ア 監査の結果

10年以上長期未利用の毒劇物を保有しているが、必要性がないのであれば廃棄する必要がある。

## イ 改善措置等の内容

## (環境政策課)

平成29年4月に「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」を定め、同規程に基づき、平成30年1月に長期未利用毒劇物を選別し、必要性のないものについては、順次廃棄を進めている。

## (畜産課)

毒劇物の管理において、必要でないものについては、計画的かつ可能な限り速やかに廃棄処分を進めるため、平成30年度から対応することとしている。

今後も引き続き計画的な廃棄処分を進めるとともに適切な管理に努めていく。

## (29) 〔琵琶湖博物館〕管理帳簿の記帳について(環境政策課)

## ア 監査の結果

毒劇物の管理帳簿への記帳が行われていなかったため、今後は適切な記帳を行う必要がある。

## イ 改善措置等の内容

従来は、毒物についてのみ、使用の都度、管理帳簿への記載を行っていたが、平成29年2月に劇物についても管理帳簿を整備し、記帳を行った。

また、同年4月に「琵琶湖博物館化学薬品安全管理規程」を定め、同規程に基づき、9月および平成30年2月に毒劇物の管理帳簿の記帳内容について確認を行った。

今後とも適切に記帳を行っていく。

## (30) 〔畜産技術振興センター〕管理帳簿の確認について(畜産課)

## ア 監査の結果

サンプルで確認した結果、単純ミスではあるが帳簿の記載誤りが確認されたため、改めて帳簿の記載内容を確認する必要がある。

## イ 改善措置等の内容

管理帳簿への記載ミスがあり、改めて現物を確認し管理帳簿の訂正を行った。併せて、今後も記載ミスが発生しないよう、帳簿様式を改定し適切な管理に努める。

なお、平成29年10月には棚卸をし、記載ミスがないことを改めて確認している。

## (31) 〔水産試験場〕管理帳簿の確認について(水産課)

## ア 監査の結果

廃棄した薬品について、管理台帳にその旨の記載がなされておらず、管理換えについても移管元にその旨の記載がない。毒劇物の危険性を踏まえ、管理簿の記載を適切に行う必要がある。

## イ 改善措置等の内容

薬品の廃棄を法に則って適切に処理したものの、その結果を薬品受払簿に反映出来ていなかったもので、漏れていた記載の追記を行った。

今後は記載漏れが起きないように、薬品受払簿への記入を徹底し、薬品の在庫確認時に合わせて薬品受払簿の記載内容の確認を行う。

(32) 預金口座についての開設・記帳・閉鎖に関する規定について(会計管理局管理課)

ア 監査の結果

滋賀県財務規則及び金庫等管理要領では、預金口座の開設・閉鎖の手続きについて定めた規定が存在せず、また、通帳記帳のスケジュールについても言及されていない。

金庫等管理要領等において、預金口座の開設・記帳・閉鎖に関する規定を設け、適切な管理体制を整備すべきであるし、公金外の資金を管理する預金口座についても、たとえば口座開設については、職員親睦会などの預金口座は別として、それ以外については適切な部署に申請させるなど、預金口座の利用目的に応じたしかるべき規定を設けるべきである。

イ 改善措置等の内容

平成29年7月26日付けで金庫等管理要領を改正し、新たに預金通帳の定義を設け、資金前渡職員通帳その他所属で真に管理する必要のある預金通帳(公金外のものを含む。)をいうものとした。

預金通帳の記帳については、少なくとも年2回の記帳を義務づけるとともに、預金通帳の解約についても、今後使用しないことが明らかである場合には、使用しないこととなった日から1か月以内に当該通帳を解約し、金庫等から払い出さなければならないこととした。

また、公金外の預金通帳を新たに作成して金庫等で保管する場合には、預金通帳を新たに作成しなければならない理由を記載した書面を作成し、所属長の決裁を受けなければならないこととした。

今後とも、金庫等管理要領の周知徹底を図ることにより、適正な預金口座の管理に努める。

(33) [琵琶湖博物館] 琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適切な引用について(環境政策課)

ア 監査の結果

著作物の不適切な引用については、平成28年11月に解決したものであること、また、これに対する改善策も既に行われており、今後、著作物の不適切な引用が発生する可能性が低くなったことから、上記の問題点の多くは意見とする。しかし、本庁への連絡なく館長名で謝罪が行われたことについては、本件に限った事象ではなく、また、監査人としては、適切なガバナンスの観点から看過できない問題である。

通常、館長名で謝罪が行われることは重大なことであり、琵琶湖博物館が長年培ってきた信頼・ブランドを毀損しかねない事項である。しかし、このような重大事項にも関わらず、琵琶湖博物館は本庁の了承を得ないまま謝罪を行っていることは、大きな問題であった。本来は、著作者からの指摘があった段階で早急に本庁と連絡し、対応を協議すべきであった。

また、本庁と普段からコミュニケーションを取りながら、本件を報告しなかった状況を勘案すると、コンプライアンスに関わるような重要事項については、速やかに本庁へ報告し協議を行うことを徹底されたい。

イ 改善措置等の内容

日頃から本庁との連携を密にし、特に重要事項については速やかに報告および相談を行うことを徹底する。